設置の趣旨等を記載した書類（本文）

目　　次

１　設置の趣旨及び必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
１）我が国をめぐる現状
２）下関市をめぐる現状
３）設置の必要性
４）設置年度（学部完成年度１年度前倒しによる設置）
５）養成する人材像
６）３つのポリシー
７）養成する人材像及び３つのポリシーの相関

２　博士課程の設置を目指した構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

３　研究科，専攻等の名称及び学位の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・12

４　教育課程の編成の考え方及び特色 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
１）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
２）カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程編成の考え方
３）３つの専門分野について
４）科目区分の設定、各科目区分の科目構成とその理由
５）科目の設定単位数の考え方
６）授業期間の考え方
７）カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー

５　教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 ・・・・・・・・・17
１）教育方法
２）履修指導方法
３）修了要件
４）履修モデル
５）修士論文と単位数の考え方
６）成績評価
７）研究指導方法

６　基礎となる学部との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

７　多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修
させる場合の具体的計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
１）実施場所
２）実施方法

８　「大学院設置基準」第１４条による教育方法の実施 ・・・・・・・・・25
１）標準修業年限
２）履修指導及び研究指導の方法
３）授業の実施方法
４）教員の負担の程度
５）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、
必要な職員の配置
６）入学者選抜の概要

９　取得可能な資格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

１０　入学者選抜の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
１）入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
２）入学定員と選抜方法等
３）社会人の受入れ
４）入学試験実施体制
５）個人情報の取扱い及び不正行為への対応

１１　教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色 ・・・・・・・・・・・30
１）教育組織の編制の考え方
２）研究の分野及び研究体制
３）教員の年齢構成
４）教職員の連携体制

１２　研究の実施についての考え方，体制，取組 ・・・・・・・・・・・・33

１３　施設，設備等の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
１）校地の整備計画
２）校舎等施設の整備計画

１４　管理運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
１）大学院長及び研究科長
２）大学院運営会議及び研究科委員会

１５　自己点検・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

１６　情報の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

１７　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等 ・・・・・・・・・43

# １　設置の趣旨及び必要性

## １）我が国をめぐる現状

近年のデジタル化の加速度的な進展の中で、我が国の DX 推進においては、ビジネスアーキテクトやデータサイエンティストなどの人材不足が多くの DX の取組のボトルネックとなっている。「DX 動向 2024」（2024 年 6 月 27 日発行 独立行政法人情報処理推進機構）【資料 1】によると、2023 年度に実施した調査において、DX を推進する人材の中でも、どのような人材が不足しているかについて、「ビジネスアーキテクト」及び「データサイエンティスト」が 61%を占めており、また、AI 人材の充足度について、「AI ツールでデータ分析を行い、自社の事業に活かせる従業員」及び「現場の知見と基礎的 AI 知識を持ち、自社への AI 導入を推進できる従業員」が「不足している」と回答した企業が、それぞれ 80%を超えており、AI の導入課題では、「AI に関連する人材が不足している」と回答した企業が 62.4%と突出して高くなっている。

「2040 年の産業構造・就業構造の推計」（2025 年 5 月 経済産業省）【資料 2】においても、「現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となる」ことが示されており、労働需要と供給のミスマッチは、職種間においては、専門的技術的職業のうち AI・ロボット等の活用を担う人材が 326 万人不足し、学歴間においては、院卒理系の人材が 47 万人不足すると見込まれ、高度な IT・デジタルスキルを持つ人材について、量的・質的に不足すると考えられる。

加えて、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和 7 年 2 月 21 日 中央教育審議会）において、我が国の高等教育が目指す姿を『「知の総和」を向上させること』とし、学生一人一人の能力を最大限高め、社会的に適切かつ必要な高等教育機会を量的に確保するための「知の総和」の観点から、大学院で学ぶ者を増やすことの重要性、そして国際社会と比較して低水準にある大学院修了者の増加に向けた取組の必要性が述べられている。

これらのことから、我が国においてデジタル人材の確保は大きな課題であり、とりわけ高度な専門知識を有する人材の育成において、大学院が果たす役割はますます高まっていると言える。

さらには、「知の総和」向上のための、「地理的観点からのアクセス」確保の面から我が国の現状を見たときには、地方の高等教育機関が地域社会の持続的な発展をけん引しながら地方創生を推進していくことが、今後、高等教育機関の果たすべき役割としてクローズアップされる。AI、IoT 技術、ビッグデータの活用に

より、産業・社会構造が資本集約型から知識集約型にシフトしつつある現在において、地方の産業にとっては、その地域の中で生産性の向上、高付加価値化が可能となり、都市ではなく地域が産業の拠点となる可能性が高まっている。地域の高等教育機関において、人材育成を通じて地域活性化を図ることは、我が国の多様な文化を生かした多様な教育研究の場を形成することにつながり、高等教育機関が育んだ地域の魅力を知るとともに、人的ネットワークを形成することで、その地域への愛着や誇りが醸成され、卒業後も地域に関わり続けるようになるという好循環が生まれる。魅力ある地域の高等教育機関の存在が、地方に在住する進学希望者にとっての学びの場となっていくことが重要となる。

【資料 1】「DX 動向 2024」（抜粋）
【資料 2】「2040 年の産業構造・就業構造の推計」（抜粋）

## ２）下関市をめぐる現状

下関市は、本州最西端、山口県西部に位置し、三方が海に開かれ、気候も温暖で、豊かな自然と良好な景観を有する一方、隣接する政令市の北九州市、福岡市への交通アクセスが非常によく、生活利便性も高い山口県下最大の中核市である。古くは、源平合戦や巌流島の戦い、明治維新等、歴史の節目に登場し、1889 年（明治 22 年）に赤間関市として市制を施行し、交通の要衝として、水産業や工業を主要産業として発展を続けてきた。2005 年には下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の 1 市 4 町で新設合併し、新下関市が誕生した。一方で、高齢化率が全国平均を大きく上回るなど、少子高齢化も加速しており、合併した 4 町のうち 3 町が一部過疎地域の指定を受けるなど、人口は 2005 年の約 291,000 人から、現在約 24 万人へと減少しており、2040 年には総人口 20 万人を下回る見込みとなっている。

このような人口減少・少子高齢化の著しい進行や不安定な世界情勢による地域経済の低迷、物価の高騰、各地で相次ぐ大規模な自然災害等の様々な課題に対し、下関市では多様なデータやサービス、IoT・AI 等のデジタル技術を活用して解決を図ることを盛り込んだ、「第 3 次下関市総合計画」【資料 3】を 2025 年 3 月に策定し、その中で、IoT を導入したスマート農業の推進や森林管理の DX 化、商工業における DX 推進による競争力強化・生産性の向上、DX 推進による観光デジタル人材の育成・活用、そして本学への支援による有為で多様な人材の育成や専門性を活かしたリカレント教育の充実、地域や企業と連携した課題解決の取組・共同研究等の推進といった取組の方向性が示されている。併せて、スマートシティの推進が掲げられており、デジタル技術を活用した生活の利便性の向上を図るサービ

スづくり、デジタル社会への適応能力の向上を図る人づくり、デジタル関連産業の集積による仕事づくりを推進するため、「本学データサイエンス学部との連携強化」を明記している。

現在の具体的な連携の取組として、2025 年 7 月 22 日に、「下関市と下関市立大学におけるデータ活用に関する包括連携協定」【資料 4】を締結し、EBPM の推進やデータセットの構築、学術調査・研究への協力、データサイエンス分野の人材育成等に関するデータ活用について相互に連携及び協働することとしたほか、2025 年 11 月 13 日に、「下関市教育委員会と下関市立大学の共同研究に関する協定」【資料 5】を締結し、下関市立学校の児童、生徒の学力向上のための全国学力・学習状況調査結果の分析をはじめとする共同研究事業を実施している。そのほか、本学の教員が住友商事や下関市等の各関係機関と連携し、「Mile One Project（AI オンデマンド交通プロジェクト）」【資料 6】が現在進行しており、一部過疎地域に指定された下関市豊田町において、AI オンデマンド交通により、エリア内で自由な移動、時間帯に合わせた予約対応を目指し、利用者の増加を図る実証実験を行っている。

このように、下関市域においてデータサイエンス人材育成、データサイエンス研究など、地域活性化を図る様々な取組が今後ますます活発化していく見込みである。

【資料 3】「第 3 次下関市総合計画（2025 年 3 月策定）」（抜粋）
【資料 4】「下関市と下関市立大学におけるデータ活用に関する包括連携協定書」
【資料 5】「下関市教育委員会と下関市立大学の共同研究に関する協定書」及び概要図
【資料 6】「Mile One Project（AI オンデマンド交通プロジェクト）」

### ３）設置の必要性

本学は近年、下関市及び地域企業等との連携により、EBPM の推進、教育データの分析、AI を活用したオンデマンド交通の実証事業等、データを活用した地域課題解決に関する取組を展開している。これらの取組を通じて、データの収集・分析にとどまらず、その結果を施策立案やサービス設計へと結び付け、社会実装に至るプロセスの重要性が明らかとなっている一方で、こうした一連のプロセスを担う高度な専門人材が地域において大きく不足しているという課題が顕在化している。

下関市は、本州最西端に位置する海峡都市として、水産業や製造業を基盤とした産業構造を有するとともに、近年は観光分野を中心に地域活性化に向けた取組

が進展している。しかしながら、地域経済を支える商工業全般においては、人口減少に伴う人手不足に加え、デジタル化の進展の遅れが競争力の低下要因となっている。また、観光分野においては、水族館、唐戸市場、角島大橋等の広域観光拠点を有しながらも、九州への玄関口としての地理的特性から、いわゆる「通過型観光」にとどまる傾向が見られ、データに基づく滞在・周遊型観光への転換が求められている。【資料 39・40】

さらに、近年では医療・福祉分野においても、全国、中核市、山口県全ての平均値を上回る高齢化の進展に伴い、多様なデータを活用した健康増進やサービス高度化の必要性が高まっている。【資料 41】

これらの課題はいずれも、分野横断的に分散するデータを統合的に把握し、分析結果を意思決定や具体的な施策やサービスとして実装していく能力を必要とする点で共通しており、単なるデータ分析にとどまらず、課題の構造的理解にはじまり、関係主体間の調整、実装までを一体的に担う「高度なデータ活用人材」の育成が不可欠となっている。

本学では、令和 6 年 4 月にデータサイエンス学部を設置し、数理・統計・情報科学に基づく基礎的なデータ分析能力を有する人材を育成している。しかしながら、地域課題の解決に求められるような、複数分野にまたがるデータの統合的分析や、分析結果を政策・ビジネス・サービスとして社会実装するための能力を体系的に涵養するためには、学部段階の教育のみでは十分とは言えない。

また、本市を含む地域においては、福岡市等の大都市圏へのアクセスの容易さから、高度教育機会が域外に依存する構造が長く続いており、その結果として高度人材の域外流出が生じている。このような地域構造の中で、本学において高度な教育研究環境を備えた大学院を整備することは、地域内における高度人材育成の基盤形成につながるものである。

本学にデータサイエンス研究科修士課程を設置し、データの分析にとどまらず、課題発見から解決策の設計・実装に至るまでを担う高度人材を育成することは、地域産業の競争力強化、観光分野の高度化、医療・福祉分野におけるサービス向上等に資するものであり、下関市における地方創生の推進に不可欠であるとともに、地域企業の経営者や実務者に対するリスキリング機会の提供、並びに地域人材の定着促進にも寄与するものである。

以上のように、本学が立地する下関市においては、地域課題の解決に向けてデータの高度な利活用を担う人材が求められており、その育成は喫緊の課題となっている。

これまで述べてきたとおり、全国的にも地域的にも、高度な IT・デジタルスキルを持つ人材の需要が高まっており、かつ人材養成が急務であることから、本学

においても、データサイエンス研究科データサイエンス専攻を設置することにより、「倫理観や責任感」「柔軟で創造的な発想力」「協調的な行動力」等を備え、統計や関連する数理科学に関する高度な知識を基盤として、複雑かつ多様なデータに対する課題を自律的に設定し、分析・モデル構築等を通じて課題解決及び価値創造を実現できる人材を養成する。さらに、様々な情報の管理、人工知能などの各種アルゴリズムを用いた処理、その結果を適切に表現・活用する能力を身につけた上で、専門分野の枠を超えて関係者と協働しながら合意形成を図り、その成果を社会や組織における実践へと結び付けることができる人材の育成を積極的に進めていくものである。

また、経済的な観点から、大学院入学前の授業料・入学金のための資金の用意に苦慮する個人、世帯等への配慮・支援は、前述した「知の総和」の向上においても非常に大きな課題であるとされている。意欲のある学生が、経済的な理由で大学院への進学を断念することがないよう、本学では、この課題に真摯に向き合い、令和8年度から大学院の入学金及び授業料の無償化を実施することとしており、本学において、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を担うべく、高度な教育を受けたより多くの人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現を目指す。

【資料 39】第 2 期下関市観光交流ビジョン（一部抜粋）
【資料 40】令和 5 年度下関市観光動態調査業務調査報告書（一部抜粋）
【資料 41】第九次下関市いきいきシルバープラン（一部抜粋）

### ４）設置年度（学部完成年度１年度前倒しによる設置）

基礎となるデータサイエンス学部の完成年度が令和 10 年度であるが、本研究科は学部完成年度の 1 年度前倒しとなる令和 9 年度に設置する。これは、急速に情報通信技術等が進展するなか、高度な知識・技術を持つ人材の需要が拡大しており人材の養成が急務であること、また社会人の学び直しの需要に対応するためである。

### ５）養成する人材像

データ分析の専門知識をベースに、自らの選択に応じて、数理統計・情報学の専門性を深化させ、又はデータ活用を通じた社会科学若しくは健康科学分野における実践力を養い、専門性を高める。さらに、高い倫理観、柔軟で創造的な発想力及び協調的な行動力を身につけ、社会や組織が抱える課題の解決や価値の創造を実践する人材を養成する。

なお、本研究科修士課程は、人材不足が顕著であり、多くの企業から求められている高度な専門知識を有するデジタル人材を養成するため、高度専門職業人の養成を主たる目的とする。併せて、専門分野に関する体系的かつ高度な知識並びに研究方法論及び研究遂行能力の基礎を涵養し、将来、博士後期課程へ進学し研究者を志向する者にとっての準備段階としての機能も担うものとする。

## 6） 3つのポリシー

（1）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

上述の人材像に基づき、本研究科のディプロマ・ポリシーを以下のとおり定める。

(A)高度な統計学や関連する数理科学の専門知識を基盤として、複雑かつ多様なデータに対する分析課題を自律的に設定できる。さらに、課題に応じて適切なモデルの選択・構築・改良を行うとともに、その成果を活用して学術的・社会的課題の解決や新たな価値の創造に至る一連のプロセスを協働して実践することができる。

(B)データや情報を適切に管理するとともに、人工知能をはじめとする各種アルゴリズムを活用してデータを処理・分析し、その結果を効果的に表現・伝達できる。さらに、目的に応じてデータを利活用し、新たな知見や新たな価値の創造につなげることができる。

(C)自らの選択に応じて、数理統計・情報学の専門性を深化させ、又はデータ活用を通じた社会科学若しくは健康科学分野における実践力と専門性を高め、それらが社会に果たす役割を理解し、必要な倫理観や責任感（モラル）をもって、他者と協働しながら課題に対する解決策を立案することができる。

(D)様々な人々と協力し適切なコミュニケーションをとり、用いた分析手法や結果の妥当性・限界を統計学的根拠に基づいて論理的にわかりやすく伝達するとともに、当該分野の専門家と分析内容について合意形成を図ることができる。

（2）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

上記のディプロマ・ポリシーに基づき、本研究科のカリキュラム・ポリシーを以下のとおり定める。

(A)データサイエンスの研究者あるいは専門家として身につけるべき倫理観や責任感（モラル）に加えてデータ処理の基本となる専門知識を学ぶための共通科目を置く。

(B)データ分析に必要とする専門科目を数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野の 3 群に配置する。

(C)１年次後期には、コミュニケーションを取りながら協働作業を行うプロジェクト型あるいは課題型演習を置く。
(D)1 年次には履修指導、テーマ選定、文献調査、研究活動に必要な演習科目を配置する。また、2 年次には学会活動、修士論文作成を通して、研究者・専門家を育成する演習科目を配置する。
(E)シラバスに明記した成績評価により各科目における学修到達度を評価する。修士論文については、学位審査に基づいて厳正に評価する。

（３）入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科の教育研究上の目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを以下のとおり定める。

(A)データを設計・分析・活用するために自身の専攻分野で必要となる数理統計・情報学などの基礎的知識
(B)思考力・判断力・表現力等の能力として、日々の社会問題に関心を持ち、データを用いた解決策を考える課題発見・解決能力及び現象・意見・分析結果を正確に伝えるコミュニケーション能力
(C)主体性・多様性・協働性として、自ら目的意識を持って学ぼうとする姿勢、異なる文化や価値観を理解する能力、地域社会での活動を通じて得られる公共の精神、課題に取り組む探究心

## ７）養成する人材像及び３つのポリシーの相関

（１）養成する人材像とディプロマ・ポリシー（DP）

養成する人材像「データ分析の専門知識をベースに、自らの選択に応じて、数理統計・情報学の専門性を深化させ、又はデータ活用を通じた社会科学若しくは健康科学分野における実践力を養い、専門性を高め」るため、DP(A)において、「高度な統計学や関連する数理科学の専門知識を基盤として、複雑かつ多様なデータに対する分析課題を自律的に設定できる。さらに、課題に応じて適切なモデルの選択・構築・改良を行う」ことを、DP(B)において、「データや情報を適切に管理するとともに、人工知能をはじめとする各種アルゴリズムを活用してデータを処理・分析し、その結果を効果的に表現・伝達できる。さらに、目的に応じてデータを利活用し、新たな知見や新たな価値の創造につなげることができる」ことを、DP(C)にて、「自らの選択に応じて、数理統計・情報学の専門性を深化させ、又はデータ活用を通じた社会科学若しくは健康科学分野における実践力と専門性を高め」ることを定めた。また、養成する人材像「高い倫理観、柔軟で創造的な発想力及び協調的な行動力を身につけ」るため、DP(A)において、「一連のプ

ロセスを協働して実践することができる」ことを、DP(C)にて、「社会に果たす役割を理解し、必要な倫理観や責任感（モラル）をもって、他者と協働」することを、DP(D)にて、様々な人々と協力し適切なコミュニケーションをとり、用いた分析手法や結果の妥当性・限界を統計学的根拠に基づいて論理的にわかりやすく伝達する」ことを定めた。そして、養成する人材像「社会や組織が抱える課題の解決や価値の創造を実践する人材」を養成するため、DP(A)において、「成果を活用して学術的・社会的課題の解決や新たな価値の創造に至る一連のプロセスを協働して実践することができる」ことを、DP(C)にて、「課題に対する解決策を立案する」ことを、DP(D)にて、「当該分野の専門家と分析内容について合意形成を図ることができる」ことを定めている。

（２）ディプロマ・ポリシー（DP）とカリキュラム・ポリシー（CP）

DP(A)「高度な統計学や関連する数理科学の専門知識を基盤として、複雑かつ多様なデータに対する分析課題を自律的に設定できる。さらに、課題に応じて適切なモデルの選択・構築・改良を行うとともに、その成果を活用して学術的・社会的課題の解決や新たな価値の創造に至る一連のプロセスを協働して実践することができ」、DP(B)「データや情報を適切に管理するとともに、人工知能をはじめとする各種アルゴリズムを活用してデータを処理・分析し、その結果を効果的に表現・伝達できる。さらに、目的に応じてデータを利活用し、新たな知見や新たな価値の創造につなげることができる」ようになるため、CP(A)「データ処理の基本となる専門知識を学ぶための共通科目を置く」とともにCP(B)「データ分析に必要とする専門科目を数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野の３群に配置する」。

DP(C)「自らの選択に応じて、数理統計・情報学の専門性を深化させ、又はデータ活用を通じた社会科学若しくは健康科学分野における実践力と専門性を高め、それらが社会に果たす役割を理解し、必要な倫理観や責任感（モラル）をもって、他者と協働しながら課題に対する解決策を立案することができる」ようになるため、CP(A)「データサイエンスの研究者あるいは専門家として身につけるべき倫理観や責任感（モラル）に加えてデータ処理の基本となる専門知識を学ぶための共通科目を置く」とともに、CP(B)「データ分析に必要とする専門科目を数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野の３群に配置」し、CP(C)「１年次後期には、コミュニケーションを取りながら協働作業を行うプロジェクト型あるいは課題型演習を置く」とともに、CP(D)「1 年次には履修指導、テーマ選定、文献調査、研究活動に必要な演習科目を配置する。また、2 年次には学会活動、修士論文作成を通して、研究者・専門家を育成する演習科目を配置する」。

DP(D)「様々な人々と協力し適切なコミュニケーションをとり、用いた分析手法や結果の妥当性・限界を統計学的根拠に基づいて論理的にわかりやすく伝達するとともに、当該分野の専門家と分析内容について合意形成を図ることができる」ようになるため、CP(C)「１年次後期には、コミュニケーションを取りながら協働作業を行うプロジェクト型あるいは課題型演習を置く」とともに、CP(D)「1 年次には履修指導、テーマ選定、文献調査、研究活動に必要な演習科目を配置する。また、2 年次には学会活動、修士論文作成を通して、研究者・専門家を育成する演習科目を配置する」。

（３）カリキュラム・ポリシー（CP）とアドミッション・ポリシー（AP）

CP(A)「データサイエンスの研究者あるいは専門家として身につけるべき倫理観や責任感（モラル）に加えてデータ処理の基本となる専門知識を学ぶための共通科目を置く」及び CP(B)「データ分析に必要とする専門科目を数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野の 3 群に配置する」ことから、AP(A)「データを設計・分析・活用するために自身の専攻分野で必要となる数理統計・情報学などの基礎的知識」を有する学生を求める。

CP(C)「１年次後期には、コミュニケーションを取りながら協働作業を行うプロジェクト型あるいは課題型演習を置く」とともに、CP(D)「1 年次には履修指導、テーマ選定、文献調査、研究活動に必要な演習科目を配置する。また、2 年次には学会活動、修士論文作成を通して、研究者・専門家を育成する演習科目を配置する」ことから、AP(B)「思考力・判断力・表現力等の能力として、日々の社会問題に関心を持ち、データを用いた解決策を考える課題発見・解決能力及び現象・意見・分析結果を正確に伝えるコミュニケーション能力」及び AP(C)「主体性・多様性・協働性として、自ら目的意識を持って学ぼうとする姿勢、異なる文化や価値観を理解する能力、地域社会での活動を通じて得られる公共の精神、課題に取り組む探究心」を有する学生を求める。

【資料 7】養成する人材像及び３つのポリシーの相関図

## ２　博士課程の設置を目指した構想

本研究科は、博士課程の設置を目指した構想である。

我が国が諸外国に比べて修士・博士の学位を有する高度な専門人材が少ない中、高い付加価値を生み出す修士・博士の育成・活躍に向けて、大学院教育の強化に取り

組む必要があり、「科学の再興に向けて 提言」（2025 年 11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議 ）【資料 8】においても、博士課程入学者数及び博士号取得者数を 2030 年度末までに年間 2 万人とする数値目標を掲げている。

社会で実践的に活躍する高度な専門人材の養成が急務であるため、まずは修士課程を設置し、段階的に博士後期課程を設置する予定としている。

本学修士課程を修了した者や地元地域、近隣地域での修士課程修了者や社会人の中にあって、高い能力、意欲のある者が、通学の距離や時間の制約、入学金や授業料等の経済的な理由により知の創出の中核を担う博士人材になることを躊躇しないよう、教育研究の「質」はもとより、「地理的観点」や令和 8 年度から大学院の入学金及び授業料の無償化を実施することによる「経済的観点」の全てにおいて、有用な選択肢となるよう博士課程の設置を目指すものである。

【資料 8】「科学の再興に向けて 提言」（抜粋）

## ３　研究科，専攻等の名称及び学位の名称

| | |
|---|---|
| データサイエンス研究科 | Graduate School of Data Science |
| データサイエンス専攻 | Data Science Major |
| 修士（データサイエンス） | Master of Data Science |

本学では、本研究科専攻の基礎となる、データサイエンス学部データサイエンス学科を有しており、学士課程からの連続性を促進するとともに、本研究科専攻において、データ分析の専門知識をベースに、自らの選択に応じて、数理統計・情報学の専門性を深化させ、又はデータ活用を通じた社会科学若しくは健康科学分野における実践力を養い、専門性を高める。さらに、高い倫理観、柔軟で創造的な発想力及び協調的な行動力を身につけ、社会や組織が抱える課題の解決や価値の創造を実践する人材を養成することとしていることから、名称を「データサイエンス研究科データサイエンス専攻」とするものである。また、前述の目的に沿った高度な教育を受け、必要な素養を備えた人材であることを表すため、授与する学位名称を「修士（データサイエンス）」とする。

## ４　教育課程の編成の考え方及び特色

## １）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（再掲）

(A)データサイエンスの研究者あるいは専門家として身につけるべき倫理観や責任感（モラル）に加えてデータ処理の基本となる専門知識を学ぶための共通科目を置く。

(B)データ分析に必要とする専門科目を数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野の 3 群に配置する。

(C)1 年次後期には、コミュニケーションを取りながら協働作業を行うプロジェクト型あるいは課題型演習を置く。

(D)1 年次には履修指導、テーマ選定、文献調査、研究活動に必要な演習科目を配置する。また、2 年次には学会活動、修士論文作成を通して、研究者・専門家を育成する演習科目を配置する。

(E)シラバスに明記した成績評価により各科目における学修到達度を評価する。修士論文については、学位審査に基づいて厳正に評価する。

## ２）カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程編成の考え方

| |
|---|
| (A) データサイエンスの研究者あるいは専門家として身につけるべき倫理観や責任感（モラル）に加えてデータ処理の基本となる専門知識を学ぶための共通科目を置く。 |

1 年次前期に必修の共通科目として「研究倫理」「確率統計学」「多変量解析」「機械学習応用」「数理情報解析」の 5 科目を配置する。データサイエンスの研究者あるいは専門家として身につけるべき倫理観や責任感（モラル）はもとより、“数理・情報分野”、“ビジネス分野”、“ヘルスケア分野”、いずれの専門領域においても必要となる、データ処理の基盤となる知識を身につける配置としている。

| |
|---|
| (B) データ分析に必要とする専門科目を数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野の 3 群に配置する。 |

本研究科のカリキュラムの特色である、“数理・情報分野”、“ビジネス分野”、“ヘルスケア分野”の 3 つの専門領域を柱として置き、各専門領域に沿った科目をそれぞれ 4～6 科目ずつ配置する。これにより、学生は、自らが研究する専門分野を選択することで、おのずと必要となる科目が明確となり、履修しやすい配置となっている。

(C) 1 年次後期には、コミュニケーションを取りながら協働作業を行うプロジェクト型あるいは課題型演習を置く。

1 年次後期に、「プロジェクト演習」及び「課題演習」の 2 科目を配置する。プロジェクト演習は企業等から与えられた実際の課題やデータを用い、企業等と協働して改善策を導く演習科目で、課題演習は与えられたテーマについて、課題発見、解決策の設計、結果の評価など一連のプロセスを通して、研究推進に必要な基盤を築く演習科目である。これら 2 科目は選択必修となり、いずれかの演習科目の履修を必須としている。

(D) 1 年次には履修指導、テーマ選定、文献調査、研究活動に必要な演習科目を配置する。また、2 年次には学会活動、修士論文作成を通して、研究者・専門家を育成する演習科目を配置する。

1 年次前期に「DS 研究 1」、1 年次後期に「DS 研究 2」、2 年次前期に「研究指導 1」、2 年次後期に「研究指導 2」と、いずれも必修の演習科目を 1 年次から 2 年次まで通して配置している。

1 年次に開講する DS 研究 1 及び 2 は、履修指導と研究指導を行う。この指導により、研究テーマを設定し、文献調査と分析、課題の発見と議論を行えるよう演習を行う。2 年次に開講する研究指導 1 及び 2 は、DS 研究に続けて履修する演習科目で、研究内容を議論し、発展させ、修士論文としてまとめる。

なお、その研究成果については、関係する学会において発表、議論し、完成度を向上させる。

### 3） 3 つの専門分野について

（1）数理・情報分野

数理・情報分野とは、数理科学あるいは情報科学の理論や技術などの諸問題に取り組む科目群である。データから価値の創造あるいは抽出、データを用いた課題を解決といったデータサイエンスの中心的な理論や技術により構成する。すなわち、データの適切な処理、科学的な課題解決について学び、当該分野の発展に寄与する研究を行う。

（２）ビジネス分野

ビジネス分野とは、ビジネスにおけるデータや情報を処理あるいは分析することで問題解決を図る科目群である。データすなわち事実を活用することで、諸課題の解決案を策定するための理論や技術で構成される。勘や経験に頼らずにデータに基づいた経営戦略の立案、経営判断、意思決定、業務の効率化などを修得する。データに基づく課題解決のアプローチを修得することで、当該分野の発展に寄与する研究を行う。

（３）ヘルスケア分野

ヘルスケア分野とは、ヘルスケアにおけるデータや情報を処理あるいは分析することで問題解決を図る科目群である。健康・医療ビックデータを用いて、疾病の発見・予防、疾患リスク予測、予防薬や治療薬の探索、健康寿命延伸などを目的とする理論や技術により構成される。ヘルスケアにおける現状を分析することで、データに基づく疾病予防や健康増進などに取り組むアプローチを修得し、当該分野の発展に寄与する研究を行う。

**４）科目区分の設定、各科目区分の科目構成とその理由**

本研究科のカリキュラムは、“数理・情報分野”、“ビジネス分野”、“ヘルスケア分野”の 3 つの専門分野を柱に置き、「共通科目」と「演習科目」が、その柱を支える形で配置されている。これは、3 つの専門分野を明確にすることにより、学生は自らが探究し、その深奥を極めたい分野を選択することで、おのずと必要となる科目、修了までの道筋が拓けるよう、体系的な科目区分、科目構成としたものである。共通科目で基礎的素養を涵養することに加え、選択した分野に関する高度な専門的知識・能力を修得し、さらに演習科目で実践力を高めるなど、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するようコースワークを充実している。

（１）共通科目

共通科目は、「研究倫理」「確率統計学」「多変量解析」「機械学習応用」「数理情報解析」「統計的社会調査方法論」「質的調査方法論」の 7 科目 14 単位によって構成される。

そのうち、「研究倫理」「確率統計学」「多変量解析」「機械学習応用」「数理情報解析」の 5 科目は、データサイエンス分野の研究者あるいは専門家として備えておくべき知識であり、数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野のい

ずれの分野においても必要であるため、必修科目とし、これら5科目を履修することで、データ処理の基盤となる知識を身につける。

また、「統計的社会調査方法論」「質的調査方法論」を共通科目に配置し、社会調査法を学ぶことで、有効なデータの収集法や適切にデータを整理・分析する手法等を身につけることを可能とする。なお、当該2科目及び「多変量解析」については、本研究科において取得可能資格である“専門社会調査士”の資格取得に必要となる科目である。

（2）数理・情報分野

数理・情報分野は、「データベース特論」「数理最適化特論」「生成 AI 特論」「テキストマイニング特論」「ネットワーク分析特論」「情報通信特論」の6科目12単位によって構成される。

自らが選択する分野が数理・情報分野の場合には、これら6科目が選択必修科目であり、2 科目以上を履修する必要がある。これらの科目を履修することで、情報科学分野における専門的かつ高度なデータや情報の処理を学ぶ。

（3）ビジネス分野

ビジネス分野は、「ビジネス意思決定支援特論」「ソーシャルメディア分析特論」「ビジネスデータ分析特論」「オペレーションズリサーチ特論」の4科目8単位によって構成される。

自らが選択する分野がビジネス分野の場合には、これら4科目が選択必修科目であり、2 科目以上を履修する必要がある。ビジネスでは、科学的な意思決定、情報整理、情報抽出が主なデータ処理の目的であり、これらの科目を履修することで、ビジネス分野におけるデータ活用を学ぶ。

（4）ヘルスケア分野

ヘルスケア分野は、「予防疫学研究特論」「生物統計学的コンサルティング特論」「ヘルスデータ分析特論」「保健医療学特論」「先端薬理学特論」の5科目10単位によって構成される。

自らが選択する分野がヘルスケア分野の場合には、これら5科目が選択必修科目であり、2 科目以上を履修する必要がある。これらの科目を履修することで、健康管理で必要となる知識とヘルスケアのためのデータ活用を学ぶ。

（5）演習

演習は、「プロジェクト演習」「課題演習」「DS 研究 1」「DS 研究 2」「研究指導 1」「研究指導 2」の6科目16単位によって構成される。「プロジェクト演習」「課題演習」は1年次選択必修科目で、いずれかを選択して履修する。この2つの

演習科目は、課題解決を通じてデータサイエンスの理論や手法を実践することで、データサイエンス技術の活用スキルを向上させるものである。また、「DS 研究 1」「DS 研究 2」の 2 科目は 1 年次の必修科目で、履修指導、研究テーマ設定、文献研究など、学生に応じた履修及び研究について学ぶ。そして、2 年次必修科目である「研究指導 1」「研究指導 2」の 2 科目は、それぞれ 4 単位で、学生の研究結果を修士論文としてまとめることを学ぶ。

### ５）科目の設定単位数の考え方

各授業科目の単位数の考え方は、大学院学則第 17 条第 2 項に定めており、各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

### ６）授業期間の考え方

授業期間の考え方は、本学では、学年を春学期（前期）・秋学期（後期）の 2 学期に分け、各学期で授業を完結させるセメスター制度を導入し、1 学期の授業期間を 15 週としている。また、授業時間については、原則として、1 授業時間を 90 分とし、15 回の授業回数で 2 単位とする。このように適切な期間を確保し、十分な教育効果を上げることができるよう配慮している。

### ７）カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー

共通科目、各分野科目、演習科目とディプロマ・ポリシーとの関連は、カリキュラムマップ【資料 9】に示すとおり。

また、カリキュラムツリーは、【資料 10】のとおり。

【資料 9】データサイエンス研究科　カリキュラムマップ

【資料 10】データサイエンス研究科　カリキュラムツリー

## ５　教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

## １）教育方法

本研究科の入学定員は 15 人である。これらの学生を専任教員 16 人で教育する。

本研究科の授業は、少人数での教育により、学びの密度、質の高い指導を実施するとともに、教員と学生、学生同士の協調的な行動力及びコミュニケーション能力を磨く。

社会人学生にとっては、受講場所や通学に要する時間、日中の業務などが授業参加の制約になることが多いため、受講しやすい環境を整える。講義は対面授業を基本とするが、対面とオンラインを同時並行で実施するハイブリッド型授業や夜間授業、土曜日授業を導入する。併せて、社会人学生の仕事と受講・研究の両立をはじめ、個人の事情に応じて、無理なく計画的に履修できるよう長期履修制度【資料 11】を整備している。

科目の構成は、共通科目と各分野の講義科目を 1 年次に配置するとともに、演習科目を 1 年次から 2 年次にかけて体系的に配置する。1 年次には、修士論文執筆に向けた履修指導と研究指導を行う演習科目やデータサイエンスの理論や手法を実践することで、データサイエンス技術の活用スキルを向上させるための演習活動を配置する。2 年次では、前期と後期に、それぞれ研究指導のための演習科目を 1 科目配置し、修士課程の研究及び修士論文の執筆に注力できるようにしている。

【資料 11】下関市立大学大学院長期履修に関する規程（案）

## ２）履修指導方法

毎年、オリエンテーションを、在学生については 3 月上旬に、新入生については 4 月上旬に実施し、学生便覧、シラバス、時間割を示し、学生生活に必要な事項・情報について指導するとともに、カリキュラム編成の考え方、学修計画、各人の時間割作成、履修方法、学修方法等について学生の興味関心に基づいて学修を深めることができるよう指導する。

また、IT 関連（コンピュータネットワーク、電子メール、マイクロソフトオフィス、Zoom 等）の登録と利用方法、図書館の利用方法及び健康管理を含めた学生生活全般についての説明を行う。さらに、新入生については、演習科目の DS 研究において修士論文執筆に向けた研究の基礎と修士論文執筆に必要な履修上の助言

を与える。

その他、専任教員のオフィスアワーを学生に明示し、学生が教員に学修相談や履修相談できる体制を整え、よりきめ細かな対応ができるよう配慮する。

### ３）修了要件

本研究科に 2 年以上在学し、必修科目 22 単位、選択科目 8 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。また、自身が専攻する分野（数理・情報分野、ビジネス分野、ヘルスケア分野）の選択科目のうち、4 単位以上を選択必修とする。さらに、演習科目の選択科目のうち 2 単位を選択必修とする。

なお、在学期間については、主研究指導教員が優れた研究業績を上げたものと認めた者については、修業年限短縮を適用することができる旨を下関市立大学大学院学則第 24 条第 1 項ただし書きに規定しており、この場合、主研究指導教員は所定の期日までに、修業年限短縮申請書及び基礎論文を研究科長に提出するものとする。

### ４）履修モデル

数理・情報分野、ビジネス分野及びヘルスケア分野の 3 つの履修モデル【資料 12】を提示する。

【資料 12】　データサイエンス研究科　履修モデル

### ５）修士論文と単位数の考え方

本研究科では、1 年次で DS 研究 1 及び DS 研究 2 を、2 年次で研究指導 1 及び研究指導 2 を配置している。DS 研究 1 及び DS 研究 2 では、修士論文の研究準備を行うこととして各 2 単位を設定し、研究指導 1 及び研究指導 2 では、修士論文の指導を主として、修士課程の研究及び論文執筆の指導を行うこととして各 4 単位を設定した。修士論文を執筆する 2 年次に研究の完成度を高めるため、研究指導が不十分とならないよう研究指導 1 及び研究指導 2 を 4 単位とする。

## ６）成績評価

成績評価は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

＜成績評価表＞

| 評定 | 点数<br>（100 点満点） | 評価基準 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 到達目標 | 成績 | 判定 |
| 優 | 80～100 | 充分に達成 | 優秀 | 合格 |
| 良 | 70～79 | 概ね達成 | 良好 | |
| 可 | 60～69 | 最低限達成 | 最低限合格可 | |
| 不可 | 59 点以下 | 達成してない | 合格不可 | 不合格 |

また、本研究科では、学生の学修意欲を高め、適切な履修指導や厳格な成績評価を推進する。

修了時の学生の質を担保する観点からあらかじめ学生に対し、授業における学修目標や、その目標を達成するための授業方法、計画、成績評価基準等をシラバスに明示し、これに基づき厳格な評価を行うこととする。

## ７）研究指導方法

（１）研究指導体制

学生への研究指導は、主・副の研究指導教員による複数指導体制をとる。主研究指導教員は、研究指導科目「DS 研究 1」「DS 研究 2」「研究指導 1」「研究指導 2」の主担当として、学生への研究指導、当該科目の成績評価、その他科目の履修指導を行う。副研究指導教員は、学生の研究分野に関連する分野の教員であり、主研究指導教員とは異なる視点から学生に助言を与え、研究指導を補助する。研究指導教員の決定については、まず、学生が入学試験時に提出した研究計画書に基づき、学生の研究分野・テーマとの適合性を考慮して研究指導教員候補を選出する。さらに、入学後(4 月)に、学生は修士論文のテーマ及び具体的な研究計画を示した「研究計画案」を作成するとともに、希望する研究分野及び主研究指導教員を申請する。研究科では、これに基づいて 4 月に開催されるデータサイエンス研究科委員会において研究指導教員 2 人(主研究指導教員 1 人、副研究指導教員 1 人)を正式に決定する。

（2）修了までのスケジュール

修了までのスケジュールは次のとおりとし、学生便覧において学生に周知する。

| 時期 | | 実施内容 |
|---|---|---|
| 入学前 | ～3 月 | 研究指導教員候補者の選出 |
| 1 年次 | 4 月 | 研究指導教員の決定 |
| | 4 月～1 月 | 研究計画、研究方法の策定及び予備検討の指導 |
| | 1 月 | 公開中間報告 |
| 2 年次 | 4 月 | 第 2 次研究計画書提出（学生） |
| | 4 月～1 月 | 論文作成指導 |
| | 10 月 | 修士論文題目提出（学生） |
| | 1 月 | 修士論文提出（学生） |
| | 2 月 | 修士論文発表会（口頭試問） |
| | | 修士論文最終稿提出（学生） |
| | | 修士論文合否判定 |

① 1 年次 4 月：主・副研究指導教員の決定

データサイエンス研究科委員会は、学生が入学試験時に提出した研究計画書に基づき、学生の研究分野・テーマに対応できる主研究指導教員及び学生の視野拡大に寄与すると考えられ、主研究指導教員と共同で指導を行う副研究指導教員それぞれの候補を学生の入学までに選出する。入学当初の履修ガイダンスや個別の履修指導については、データサイエンス研究科委員会とこの研究指導教員候補者が協力しながら行う。学生は、入学後に修士論文のテーマ及び具体的な研究計画を示した「研究計画案」を提出し、同時に希望する研究分野及び主研究指導教員を申請する。研究科では、これに基づいて 4 月に開催されるデータサイエンス研究科委員会において研究指導教員 2 人(主研究指導教員 1 人、副研究指導教員 1 人)を正式に決定する。

② 1年次4月～1月：研究計画、研究方法の策定及び予備検討の指導

学生は主研究指導教員を担当者として、研究指導科目である「DS 研究 1・2」を履修し、文献収集・精読の後、研究テーマ、研究目的、研究方法などを策定し、研究方法の具体化に関する検討を行う。なお、「DS研究1」の第1回は、学生全員が参加する合同授業とし、研究指導に関する詳しいガイダンスを行う。研究指導教員が正式決定された第2回以降は、個別の研究指導を開始する。研究指導にあたっては、主・副研究指導教員は打ち合わせや調整を行い、適切な指導ができるように配慮する。

なお、人を対象とする調査・実験、個人情報を含む研究等に該当する場合は、研究倫理審査会の審査を受けるものとする。

③ 1年次1月：公開中間報告

研究の進捗状況に関する中間報告書を提出し、公開の中間報告会で内容を発表する。中間報告会は修士1年次の全学生が同じ会場で行う。本研究科の専任教員は原則として全員参加し、自身の指導する学生だけでなく他の学生についても評価と助言を行う。

④ 2年次4月：第2次研究計画書提出(学生)

1 年次研究指導科目である「DS 研究 1・2」の進捗及び公開中間報告会における助言に基づき、主・副研究指導教員の指導・助言を受けながら研究計画を再検討・具体化し、第2次研究計画書を提出する。

⑤ 2年次4月～1月：論文作成指導

2年次研究指導科目である「研究指導1・2」のなかで、主・副研究指導教員の指導・助言を受けながら、第2次研究計画書に基づいて、研究の具体化と論文作成を進める。

⑥ 2年次10月:修士論文題目提出

主研究指導教員及び副研究指導教員と相談のうえ、修士論文の概要と題目を決定し、提出する。

⑦ 2年次1月：修士論文提出(学生)

修士論文を提出する。提出した修士論文は、主査1人、副査2人で構成される審査者及び研究科の全専任教員に配布される。

⑧ 2年次2月：修士論文発表会（口頭試問）

修士論文発表会にて研究成果の発表、試問、討論を行い、今後の課題へとつなぐ。本研究科の専任教員は原則として全員参加し、自身の指導する学生だけでなく他の学生についても評価と助言を行う。その後、本研究科の全専任教員が出席する仮判定会議を開催し、主査1人、副査2人で構成される審査者が、修士論文、

修士論文発表会における発表及び参加者の意見等を考慮して合否案を提案し、その妥当性について了承を得る。

⑨ 2年次2月：修士論文最終稿提出(学生)

修士論文発表会（口頭試問）及び仮審査会におけるコメントを反映して、主研究指導教員の指導・助言を受けながら、修士論文最終稿を完成し、提出する。

⑩ 2年次2月：修士論文合否判定

修士論文の合否判定は、研究科委員会の審議によって行う。

（3）修士論文の審査体制と審査基準

修士論文審査の基準は次のとおりであり、当該基準については学生便覧において学生に周知する。

(a) 修士論文は、当該研究分野の発展に貢献する研究内容を含む必要がある。

(b) 次の評価項目と基準を満たす場合、修士論文として合格する。

・新規性あるいは独自性を有する。
・先行研究を理解している。
・当該研究分野あるいは産業の発展に役に立つ。
・研究方法と結果が適切で、論文の内容が信頼できる。
・明瞭かつ平明に書かれている。
・論理的な一貫性、論述に実証性と合理性がある。
・研究テーマと目的が適切である。

修士論文審査においては、多角的な視点からの評価を可能とし、審査の厳格性、客観性及び公平性を高めるため、主研究指導教員を除く研究指導教員又はそれに準ずる者で、論文提出者の関連分野の教員1人を主査とし、関連分野の教員1人と関連分野以外の教員1人の合計2人を副査とする。主査及び副査が、修士論文、修士論文発表会（口頭試問）により修士論文の審査を実施し、本研究科の専任教員が出席する研究科委員会の承認をもって最終的に決定する。なお、2月に開催する修士論文発表会（口頭試問）は、他研究科や他学部、一般にも公開する。

修士論文の最終試験は、修士論文及び口頭試問により行う。

また、原則として、在学期間中に1度は学会活動（口頭発表）を行うこととする。

（4）研究倫理

一般的な研究倫理については、1年次5月に学内で大学院の新入生を対象とした研究倫理研修会及び研究倫理申請説明会を開催するとともに、学生全員に一般財団法人公正研究推進協会が実施するAPRIN e-learningプログラムの受講を義務づける。

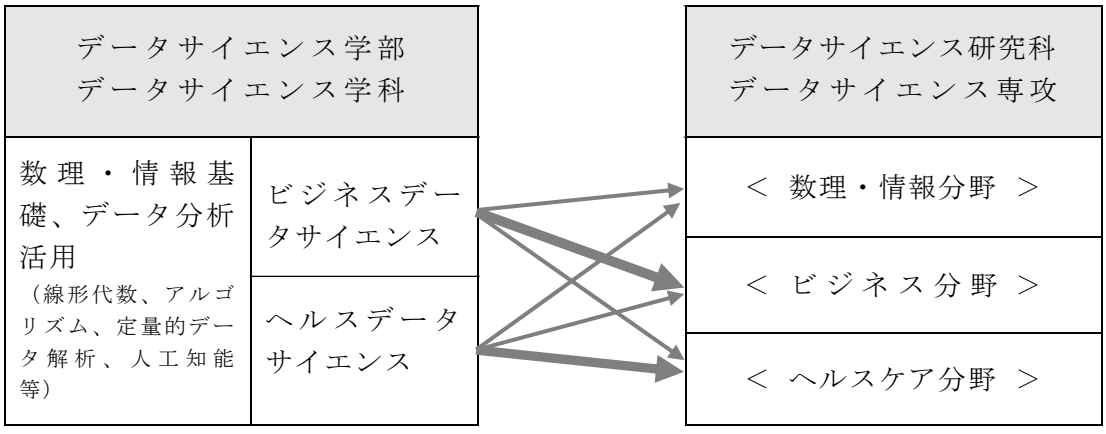
また、研究及び修士論文作成に当たっては、主研究指導教員の指導のもと、十分な倫理的配慮を行うようにするとともに、人を対象とする調査・実験、個人情報を含む研究等に該当する場合は、人を対象とする研究倫理審査委員会の審査を受けるものとする。

【資料 13】公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

## 6　基礎となる学部との関係

本研究科は、既設のデータサイエンス学部を基礎として設置し、専任教員は全員がデータサイエンス学部の基幹教員を兼ねるものとする。データサイエンス学部では、数学や情報、プログラミングに関する基礎知識を修得したうえで、統計的分析手法や人工知能を含むアルゴリズムに関する幅広い知識とデータ分析・活用の技能を身につけ、その後、ビジネス分野とヘルスケア分野におけるデータの分析を学ぶ。講義のほか、アクティブ・ラーニング型科目、演習科目やプロジェクト型学習科目と科目に合わせた質の高い教育方法を展開している。データサイエンス学部では、ビジネス分野あるいはヘルスケア分野のいずれかを重点的に履修するが、本研究科はデータサイエンス分野の基盤となる数理・情報分野を含め、ビジネス分野、ヘルスケア分野の 3 分野から自身が専攻する分野の科目の履修が可能となる体系とした。また、専門知識や技術を活用するために演習科目を選択必修とし、実践能力と主体性・多様性・協働性の修得を目指す。

このように、本研究科では、基礎とするデータサイエンス学部と教育研究内容を継続し、設置の趣旨を踏まえて独自の領域編成としている。



## ７　多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本研究科では、対面授業のほか、対面とオンラインとで同時並行で実施するハイブリッド型授業など、下関市立大学大学院学則第 17 条の 2 に定める多様なメディアを高度に利用した授業を実施する。

**１）実施場所**

学生の利便性に考慮して、インターネット環境が整った、自宅又は会議室等の学修に適した会場で実施する。会場の選定にあたって学生の自宅などを利用する場合には、大学側からインターネット等、必要とされる環境についての事前のアナウンスを行う。

**２）実施方法**

インターネット回線を利用した Web 会議ソフトウェア Zoom 又は Microsoft Teams を利用し、文字、音声、静止画、動画等による同時双方向の通信により、プレゼンテーションソフト等の画面共有と各受講者の様子の表示、質疑応答なども同時に行い、対面でのスクーリングに相当する十分な議論をオンラインにて行う。

なお、Web 会議ソフトウェア Zoom 又は Microsoft Teams については、本学の講義や研究指導にて、これまで十分な利用実績がある。

## ８　「大学院設置基準」第１４条による教育方法の実施

本研究科では、社会人学生等が仕事を継続しながら学修できるよう、大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を実施する。

**１）標準修業年限**

本研究科の標準修業年限は 2 年を原則とする。なお、社会人学生の仕事との両立をはじめ、個人の事情に応じて、無理なく計画的に履修できるようにするための長期履修制度【資料 11】を整備し、その期間は入学時から３年又は４年とする。

【資料 11】下関市立大学大学院長期履修に関する規程（案）

## ２）履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員による面接等により、履修方法や研究指導についての説明を行う。また、社会人学生においては、職場の勤務体制や休暇など、個々の事情を考慮し、学修や研究時間が十分確保できるように、電子メールやweb会議システム等を活用し、個別の履修指導や研究指導の相談に応じるなどの配慮を行う。

## ３）授業の実施方法

企業と連携するプロジェクト演習を除き、原則、全ての授業科目において平日昼間に加え、平日の夜間又は土曜日に開講する。また、オンライン又は対面とオンラインとで同時並行で実施するハイブリッド型授業を活用することで、特に社会人学生が個々の事情に応じて履修できるよう配慮を行う。

## ４）教員の負担の程度

教員の負担を考慮し、一部夜間の授業において、対面なしのオンライン双方向授業を実施する。

また、講義科目については、学生に不便の生じない範囲で希望を調整し、昼夜開講、土曜日の開講を極力抑制する。

併せて、教員の担当科目数、時間割等の工夫や、教員の勤務時間の状況について把握に努めるとともに、産業医の意見聴取や指導等、教員の健康と福祉を確保するための適切な措置を積極的に実施する。

## ５）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

（１）図書館・情報処理施設等

図書館の開館時間は、授業期間中の平日は9時から20時30分まで、土曜日と日曜日は9時30分から17時までであり、社会人学生でも利用可能な時間帯となっている。開館時間中は職員等が常駐し、支援体制を整備している。また、本学図書館が契約している多くのデータベースや電子ジャーナルは学外からも閲覧することができるため、図書館へ行くことなく、自宅で利用することも可能である。

このほか、コンピュータ実習室は、平日のみではあるが19時まで開放しており、パソコンの利用や印刷などが可能である。また、D棟の学生研究室は土日を含め22時まで開放しており、設置されたプリンタを利用することが可能である。

（２）学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

社会人であっても本学学生であれば、21 時まで体育館や談話室を利用することができ、また、下関市立大学生協が運営する食堂では、授業期間中において、平日は 19 時 30 分まで、土曜日は 11 時から 14 時まで食事を提供している。

その他、ベーカリーカフェ、学生ラウンジ、学友会館や厚生会館など、学生の年齢や社会人、学部生、大学院生などの区別なく、充実した学生生活やサークル活動を送る施設、環境が整っているほか、健康診断の実施や就業先の健康診断受診結果の確認、保健室・相談支援センターの設置など学生の健康管理体制を整えている。

職員体制についても、本学では他の研究科を設置しており、研究科教育に対する事務体制は整っている。

**６）入学者選抜の概要**

昼夜、土曜日の受講等の区別なく、「10 入学者選抜の概要」のとおり、入学者選抜を実施する。

## ９　取得可能な資格

本研究科で取得可能な資格は、本研究科の基礎となるデータサイエンス学部において取得可能な社会調査士の上位資格と位置付けられる専門社会調査士である。

専門社会調査士とは、調査の問題点や妥当性等の指摘はもちろんのこと、多様な調査手法を用いた調査企画能力、実際の調査を運営管理する能力、高度な分析手法による報告書執筆などの実践能力を有する資格で、一般社団法人社会調査協会に申請のうえ、認定を受ける（資格を取得する）。

なお、専門社会調査士資格取得のためには、社会調査士資格取得が必要となる。

＜履修科目＞

| | 専門社会調査士資格の標準カリキュラム | 本学科目 |
|---|---|---|
| H | 調査企画・設計に関する演習（実習）科目 | 統計的社会調査方法論 |
| I | 多変量解析に関する演習（実習）科目 | 多変量解析 |
| J | 質的調査法に関する演習（実習）科目 | 質的調査方法論 |

# １０　入学者選抜の概要

## １）入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（再掲）

本研究科では、次のような能力・資質をもった学生を求める。

(A)データを設計・分析・活用するために自身の専攻分野で必要となる数理統計・情報学などの基礎的知識

(B)思考力・判断力・表現力等の能力として、日々の社会問題に関心を持ち、データを用いた解決策を考える課題発見・解決能力及び現象・意見・分析結果を正確に伝えるコミュニケーション能力

(C)主体性・多様性・協働性として、自ら目的意識を持って学ぼうとする姿勢、異なる文化や価値観を理解する能力、地域社会での活動を通じて得られる公共の精神、課題に取り組む探究心

## ２）入学定員と選抜方法等

（１）入学者定員と選抜方法

入学定員は 15 人とし、入学試験の区分及び募集定員は以下のとおりとする。

| 入試区分 | 募集定員 | |
|---|---|---|
| | 初年度 | 2 年目以降 |
| 一 般 選 抜 | 3 人 | 3 人 |
| 社会人選抜 | 12 人 | 6 人 |
| 内 部 推 薦 | 0 人 | 6 人 |
| 計 | 15 人 | 15 人 |

なお、本研究科の設置年は、データサイエンス学部の完成年度から１年度前倒ししており、設置初年度は学部からの進学（内部推薦）が見込めない。2 年目以降は、学部からの進学者についても本研究科の主要な入学者となるため、募集定員の設定を初年度と 2 年目以降とで異なる設定とするものである。

各入学者選抜方法とアドミッション・ポリシーの関係は以下のとおりである。

| 種別 | 試験内容 | AP(A) | AP(B) | AP(C) |
|---|---|---|---|---|
| 一般選抜 | 面接（口頭試問） | | ◎ | ◎ |
| | 書類審査 | ○ | | ◎ |
| | 筆記試験（専門） | ◎ | ○ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 社会人選抜 | 面接（口頭試問） | ○ | ◎ | ◎ |
| | 書類審査 | ○ | | ◎ |
| | 筆記試験（専門） | ◎ | ○ | |
| 内部推薦 | 面接（口頭試問） | ○ | ◎ | ◎ |
| | 書類審査 | ○ | | ◎ |

◎特に重視する要素／○重視する要素

一般選抜及び社会人選抜は、AP（A）を研究計画書等の書類審査及び筆記試験（専門）、AP（B）を面接（口頭試問）、筆記試験（専門）、AP(C)を面接（口頭試問）、書類審査の測定結果を総合的に評価することで入学者を選抜する。

内部推薦は、AP(A)を面接（口頭試問）、研究計画書等の書類審査、AP(B)を面接（口頭試問）、AP(C)を面接（口頭試問）、書類審査の測定結果を総合的に評価することで入学者を選抜する。

（２）出願資格

出願資格は、以下のとおりである。

① 大学を卒業した者及び出願年度末卒業見込みの者
② 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び出願年度末までに授与される見込みの者
③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び出願年度末修了見込みの者
④ 文部科学大臣の指定した者
⑤ 大学に 3 年以上在学し、又は外国の大学において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
⑥ その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## ３）社会人の受入れ

（１）社会人の定義

社会人とは、入学時において、各種の研究機関、教育機関、民間企業又は官公庁等にて 1 年以上の職務経験を有する者をいう。

（２）社会人受け入れの方策、選抜の配慮

本研究科では、社会人の受け入れを想定している。そのため、入試段階では上

記の社会人入試の区分を設け、社会人としての経験を評価し選抜できるよう選抜制度の多様化を図っている。具体的には、筆記試験においてデータを設計・分析・活用するために必要となる基礎的知識を評価し、勤務先所属長の推薦書により、第三者からの人物像や学ぶ姿勢などの評価を考慮するとともに、各々の経歴に基づく研究計画書により、基本的な作文能力をはじめ、研究テーマについての理解や知識、さらには研究を行ううえでの資質や熱意を判断する。

また、教育段階においては、「５　教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件」にて述べた、オンライン授業や長期履修制度によって社会人が継続的に学修しやすい環境を整備する。

### ４）入学試験実施体制

入学試験の実施にあたっては、下関市立大学大学院入学者選抜に関する規程【資料 14】に基づき行われる。学生募集や入学者選抜の概要は、年度の当初に定め、早い時期に大学ホームページ等を通じて広く受験生に周知する。

入試の実施業務は学長の指示により行い、大学院長を本部長とする試験実施本部が設けられ、監督者などの必要な人員を大学院長が適宜配置し、詳細なマニュアルを示す。また、運営にあたる教職員向けに研修会や説明会を実施し、中立かつ公平・公正に適切な試験を行うこととする。合否判定の決定は、研究科委員会の意見聴取を行ったうえで学長が行う。

### ５）個人情報の取扱い及び不正行為への対応

出願書類等に記載された個人情報は、入学者選抜及び入学手続に関する業務以外には使用しない。虚偽の申告や不正行為が判明した場合には、合格を取り消すことがある。

【資料 14】下関市立大学大学院入学者選抜に関する規程

## １１　教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

### １）教育組織の編制の考え方

本研究科は、下関市立大学大学院の求める教員像【資料 15】、下関市立大学大学院における教員組織の編制に関する基本方針【資料 16】及び下関市立大学大学院における教員組織の編成に関する基本方針【資料 17】に基づき、データ分析の

専門知識をベースに、自らの選択に応じて、数理統計・情報学の専門性を深化させ、又はデータ活用を通じた社会科学若しくは健康科学分野における実践力を養い、専門性を高める。さらに、高い倫理観、柔軟で創造的な発想力及び協調的な行動力を身につけ、社会や組織が抱える課題の解決や価値の創造を実践する人材を育成するために、数理・情報、ビジネス、ヘルスケアの 3 分野において、学問領域、職位構成、年齢構成、実務経験等における適切なバランスを配慮しながら高度な専門的知識と技能を有する教育組織を編制している。

専任教員は、数理・情報分野は教授 4 人、准教授 1 人、講師 1 人、ビジネス分野は教授 4 人、准教授 1 人、ヘルスケア分野は准教授 3 人、講師 2 人の構成であり、16 人全員が博士の学位を保有する、高度な専門的知識を有する者で構成される。

【資料 15】下関市立大学大学院の求める教員像
【資料 16】下関市立大学大学院における教員組織の編制に関する基本方針
【資料 17】下関市立大学大学院における教員組織の編成に関する基本方針

### ２）研究の分野及び研究体制

本研究科の研究分野は、人工知能やプログラミングを代表とする情報分野、データ分析に必要不可欠な数学・統計分野を始め、ビッグデータを分析・活用することで、業種や規模にかかわらず、ビジネス分野やヘルスケア分野での実践的な応用を模索する研究を促進する。

専任教員の学位の分野は工学を中心に、理学、数理学、医学及び農学分野となっており、研究内容としてはデータサイエンスを中心としながらも幅広い分野を取り扱うことになる。これら教員により、データサイエンスに係る数理・情報の基礎研究から様々なビジネス分野及びヘルスケア分野での応用研究までの教育・研究が可能となる教員組織となっている。

### ３）教員の年齢構成

本研究科の専任教員 16 人の完成年度末における年齢構成は下記のとおりであり、「40 歳以上 49 歳以下」が 5 人、「50 歳以上 59 歳以下」が 5 人、「60 歳以上 64 歳以下」が 2 人、「65 歳以上 69 歳以下」が 2 人、70 歳以上が 2 人となっており、

教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない。なお、公立大学法人下関市立大学職員就業規則【資料 18】により規定している本学の定年は満 65 歳であり、定年を超える者が 4 人いるが、下関市立大学特命教員に関する規則【資料 19】に基づき、完成年度まで勤務することは可能である。完成年度後に退職となる教員の後任については、当該教員の担当科目を担当することができる新たな教員を速やかに採用することとしており、教育研究実施組織の継続性に問題はない。また、積極的に若手教員を研究指導に参加させる予定としている。

【資料 18】公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）

【資料 19】下関市立大学特命教員に関する規則

**４）教職員の連携体制**

本学では、事務組織を設け、教員と連携し大学の管理運営に必要な業務を行っている。特に、教育については学務部教務課が、学生の厚生補導については学務部学生支援課が、研究支援については総務部研究・地域連携課が担当し、学長、副学長、部局長等と連携して業務を推進している。大学院専門の部署は設置していないが、大学院生も含めた学生への対応を適切に行っている。

それぞれの課の所掌業務及び配置職員の状況は、次のとおりである。

ア　学務部教務課（配置職員　8 人（令和 8 年 1 月 1 日現在））

・教育課程並びに授業、休業及び休講に関すること。
・学生の退学、休学、除籍及び復学に関すること。
・学生の試験及び成績並びに学籍に関すること。
・学籍に係る諸証明に関すること。
・その他教学に関すること。

イ　学務部学生支援課（配置職員　5 人（令和 8 年 1 月 1 日現在））

・授業料の減免に関すること。
・学生の奨学金に関すること。
・学生のアルバイトの斡旋に関すること。
・学生の団体、集会及びＰＲ活動に関すること。
・学生のクラブ活動及び渉外活動に関すること。
・学生の賞罰に関すること。
・後援団体との連携調整に関すること。
・学務部の庶務に関すること。

・その他学生の厚生補導に関すること。

ウ　総務部研究・地域連携課（配置職員４人（令和８年１月１日現在））

・研究支援に関すること。

・下関市が実施する出前講座に関すること。

## １２　研究の実施についての考え方，体制，取組

本学における研究は、個人研究として各教員に個人研究費を支給し、教員個別の専門性を活かした研究を推進している。また、学部間の連携を促すことで本学の研究力向上に資するとともに、新たな知見に基づいた地域課題を解決するための「学際的研究費」について、総合大学化を果たした令和７年度に創設し、学内審査を経て各教員から構成されるグループに対し支給している。【資料 20】

研究関連の助成制度としては、本学の研究力の推進を図るため、エルゼビア社が提供する Scopus の収録誌等に掲載された学術論文についてその掲載料を助成する「下関市立大学学術論文掲載料助成制度」【資料 21】や、「下関市立大学国際学会等参加旅費助成制度」【資料 22】を設け、多面的に助成を行っている。

研究を行うための環境としては、本研究科では専任教員ごとに研究室を設け、研究の遂行に必要な空間を確保する。

さらに、URA による研究の支援及び推進を行うことにより、本学の研究の一層の発展に寄与し、その成果を社会に還元することを目的として、下関市立大学 URA 室を令和５年４月から設置し、URA 室においては、以下における業務を行っている。【資料 23】

(1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援

(2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整

(3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案

(4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援

(5) 研究広報の企画、提案及び調整

(6) 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発

(7) 知的財産の管理及び活用

（8）その他 URA 室に関する必要な事項

なお、本学においては、公立大学法人下関市立大学職員倫理規程（平成 19 年規程第 26 号）【資料 24】、公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程（平成 19 年規程第 112 号）【資料 25】、公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程（令和 2 年規程第 76 号）【資料 13】、下関市立大学における研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程（平成 27 年規程第 57 号）【資料 26】、公立大学法人下関市立大学利益相反マネジメント規程（令和 7 年規程第 23 号）【資料 27】、公立大学法人下関市立大学安全保障輸出管理規程（令和 8 年規程第 3 号）【資料 28】及び公立大学法人下関市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程（令和 8 年規程第 5 号）【資料 29】を定め、研究インテグリティの確保に向けた取組【資料 30】を推進し、教育研究活動が、構成員の高い倫理意識のもと公正に行われるよう努めている。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく運営管理の責任体制を構築し、当該旨を本学ホームページで公表している。

【資料 20】（通知）学部間連携による学際的研究の推進について
【資料 21】下関市立大学学術論文掲載料助成制度について
【資料 22】下関市立大学国際学会等参加旅費助成制度
【資料 23】下関市立大学研究機構規程
【資料 24】公立大学法人下関市立大学職員倫理規程
【資料 25】公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程
【資料 13】公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程
【資料 26】下関市立大学における研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程
【資料 27】公立大学法人下関市立大学利益相反マネジメント規程
【資料 28】公立大学法人下関市立大学安全保障輸出管理規程
【資料 29】公立大学法人下関市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程
【資料 30】研究インテグリティの確保に向けた取組み概略図

# １３　施設，設備等の整備計画

## １）　校地の整備計画

（１）校地について

本研究科は、既存の学部及び経済学研究科と同じキャンパス内に設置する。

本学の校地面積（グラウンドを含む。）は 64,734.28 ㎡である。学部においても大学設置基準第 37 条第 1 項で規定する基準（21,600 ㎡）を十分に満たしており、本研究科設置においても不足はない。当該校地は、全て、下関市から平成 19 年４月１日及び令和７年８月１日に出資されたものである。

（２）学生の休息その他の利用のための適当な空地の整備状況について

前述のとおり、本学では設置基準を上回る校地を有している。令和６年９月には大学構内にプロムナードを整備し、緑化、談笑スペース、ベンチを設置するなど、学生や教職員の休息の場の充実を図っている。

## ２）校舎等施設の整備計画

（１）教員研究室について

本研究科及びデータサイエンス学部専用となるＤ棟内に、専任教員数の個室の研究室が確保されている。研究室は教員自身の研究や授業準備に使用することに加え、学生への指導研究の場としても使用する。

（２）教室について

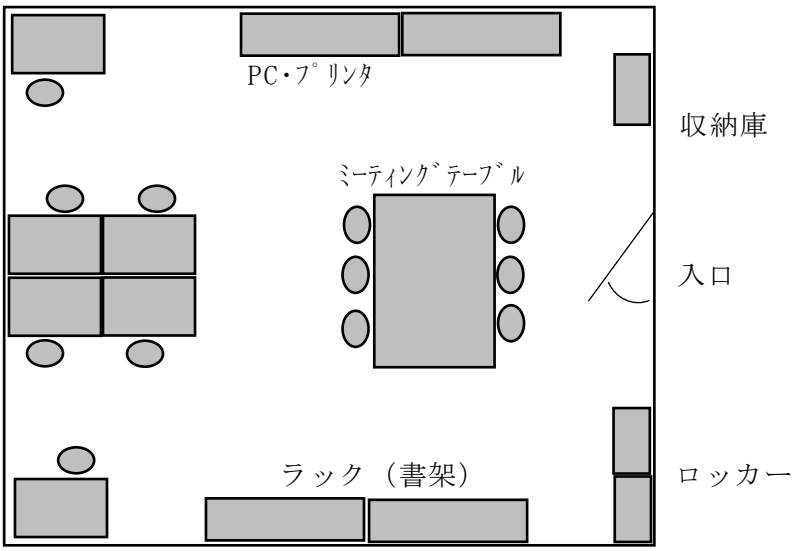
本研究科の学生研究室及び講義室は、データサイエンス学部と共用する。D 棟の講義室は講義室１、講義室 2 それぞれ 90 人が受講できるが、講義室 2 は間仕切りを備え、30 人×3 室として使用することが可能となっている。研究科の授業については、時間割の通りデータサイエンス学部が専門科目で使用するＤ棟を共用するが、学部の基盤教育や教養教育、教職科目は他学部と合同でＤ棟以外の教室を使用するため、昼間についてはＤ棟の教室に十分空きがあり、また、主に社会人向けとしては夜間（6 時限、7 時限）や土曜日にも開講するため、授業の実施については支障がない。学生研究室においても、院生専用に、１人につき、机、椅子、ロッカーを一式設置し、学生が論文執筆等に集中できる環境を整える。

また、講義室には電動スクリーンや天吊プロジェクター、可動式プロジェクターを備えるほか、無線 LAN を整備し、安定的な接続が可能な Wi-Fi 環境を整えている。１階学生ラウンジにおいても、Wi-Fi 環境が整っており、コンセントも多めに配置するなど、Ｄ棟全体で環境を整えている。

<学生研究室
見取り図>

片袖デスク
6 台

（主な設置備品）
※ ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ
※ 75 型電子黒板




・全学生研究室で基本的に同じ配置。　＜面積：50 ㎡＞

| 階 | 室名 | 面積（㎡） | 個数（室） | 主な用途・概要など |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 講義室１ | 131 | 1 | 講義用。90 人受講可能 |
| | 講義室２ | 130 | 1 | 講義用。90 人受講可能<br>可動式間仕切りにより、30 人×3 室として使用することが可能 |
| | 学生エリア | 62 | 1 | 学生の休憩スペース等 |
| 2 | 教員研究室 | 20 | 6 | 教員研究用 |
| | 学生研究室 | 50～69 | 5 | 学生 5 人～15 人で利用可能 |
| 3 | 教員研究室 | 20 | 5 | 教員研究用 |
| | 学生研究室 | 50～69 | 5 | 学生 5 人～15 人で利用可能 |
| | サーバ―ルーム | 20 | 1 | サーバールーム |
| 4 | 教員研究室 | 20 | 6 | 教員研究用 |
| | 学生研究室 | 50～69 | 5 | 学生 5 人～15 人で利用可能 |

【資料 31】時間割・教室割（案）

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書館の整備計画について

図書館は、既存の学部、研究科との共同利用となる。

図書館施設は、地下 1 階、地上 3 階の学術センター内に、閲覧室（2・3 階）、学習室、書庫、集密書庫などからなる 2,916.90 ㎡の延床面積となっており、3 階には無線 LAN を開放した PC 利用室も設けている。平成 24 年度には、将来の蔵書の

増加を見込み、約 13 万冊が収容可能な集密書庫を別棟として建設し、全体の蔵書収容能力は 42 万冊である。

閲覧室の座席数は 198 席（1 階の自習スペースの席を除く。）で、大学全体（本研究科をはじめとする大学院を含む。）の収容定員数 2,210 人の 1 割近くを確保しており、教育研究上の支障はない。開館時間は、学生の長期休業期間を除き、平日は午前 9 時から午後 8 時 30 分、土日は午前 9 時 30 分から午後 5 時までとなっている。学生の長期休業期間中は、午前 9 時から午後 5 時まで開館している。

デジタルサービスについては、蔵書の検索にはデータベースの OPAC を完備し、図書や雑誌を始め、年鑑・統計、白書、逐次刊行物など全ての所蔵資料を、オンラインにより学内外から検索できるようになっている。また、司書資格を有する職員を配置し、レファレンス機能の充実も図っている。

② 図書及び雑誌について

教育・研究に関する図書については、経済学部の単科大学として、主に経済学及び経営学を中心とした図書・雑誌等をこれまで整備してきた。また、令和 6 年度開設のデータサイエンス学部及び令和 7 年度開設の看護学部用にさらに図書・雑誌等や電子リソースの充実を図っている。

令和 7 年 5 月 1 日現在、紙の図書として、和書（紙）が 240,816 冊、洋書（紙）が 35,137 冊の計 275,953 冊を蔵書し、電子書籍として、和書 1,030 冊、洋書 105 冊を契約している。また、学術雑誌としては、紙の雑誌と電子ジャーナルを合わせ、国内 169 種、国外 464 種を契約し、データベースについては国外データベースを 5 種類、国内データベースを 24 種類契約している。

なお、既存のデータサイエンス学部でも購入しているものがあり、図書として直ちに不足するものはないが、教育研究の充実のため図書の購入を行うこととしている。具体的には、新たに和書 2 冊、洋書(電子含む)130 冊の計 132 冊を契約予定である。学術雑誌及びデータベース等は、学部購入分を活用する。【資料 32】

③ 他の大学の図書館等の連携について

他大学図書館とは、文献複写や相互貸借など、互いに不足する資料を補う相互協力（ILL）を積極的に行っている。また、機関リポジトリや ML（ミュージアム＆ライブラリー）連携企画など、山口県大学図書館協議会を通じた周辺大学との共同活動も行っており、資料だけでなく、人的交流による繋がりによっても研究成果の発展を積極的に試みている。

このほか、下関市内には下関市立大学を含め 5 つの高等教育機関があり、それぞれ異なる専門分野を有していることから、市内の高等教育機関に在学する学生は、一般利用者よりも有利な条件で他の高等教育機関の図書館を利用できるよう、平成 23 年 4 月に「下関市内 5 高等教育機関附属図書館相互利用協定」【資料 33】を

締結し、図書館の利用促進を図っている。

これらの他大学との連携は、本研究科の学生においても同様に利用できるものとする。

【資料 32】学術雑誌及びデジタルデータベースの一覧

【資料 33】下関市内５高等教育機関附属図書館相互利用協定書

## １４　管理運営

### １）大学院長及び研究科長

（１）大学院長

研究科が複数設置されることに伴い、大学院組織を掌握し、大学院全体の企画、運営及び管理に関する業務を担う「大学院長」を新たに設置する。

大学院長の任期は 4 年とし、大学院において研究指導教員である教授の中から学長が推薦し、理事長が任命する。

（２）研究科長

本研究科に関する校務をつかさどるために研究科長を置く。

研究科長の任期は 2 年とし、研究指導教員である教授の中から学長が推薦し、理事長が任命する。

【資料 34】下関市立大学の運営組織等に関する規程（案）

### ２）大学院運営会議及び研究科委員会

（１）大学院運営会議

複数研究科が設置されることに伴い、大学院全体の企画及び運営に関する重要な審議等を行うため、大学院運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。運営会議の設置に伴い、大学院の独自性を確保し、カリキュラム等で独自の運営ができる仕組みを構築する。運営会議の所掌事項で、公立大学法人下関市立大学定款第 26 条に規定するものは、教育研究審議会の議を経ることとなる。

大学院運営会議の所掌事項及び構成員は、次のとおりである。

① 所掌事項

・大学院の企画及び運営に関する重要事項の審議
・大学院長の業務に対する補佐及び諮問
・その他大学院の運営に関する必要な事項

② 構成員

・大学院長

・各研究科の研究科長

※大学院長が必要と認めた者を会議に出席させることができる。

（２）研究科委員会

学校教育法で定める「教授会」に相当する組織で、学生の入学、課程の修了等、主に学籍に関する事項を審議し、学長に意見を述べることを主な所掌事項とする。

研究科委員会の所掌事項及び構成員は、次のとおりである。

① 所掌事項

学長が以下に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

・学生の入学、卒業及び課程の修了

・学位の授与

・以上に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるもの

② 構成員

本研究科の専任教員

【資料 35】下関市立大学大学院運営会議規程（案）

【資料 36】下関市立大学大学院研究科委員会規程（案）

## １５　自己点検・評価

本学は、自己点検・評価に関して、下関市立大学学則第 2 条及び下関市立大学大学院学則第 2 条に「自己評価等」と見出しをつけ、「教育研究水準の向上によって本学（又は大学院）の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う」と規定して、自主的に自己点検・評価を行うことを明確にしている。具体的には、理事長が議長となり、学長、副学長、部長等を委員とする「公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議」（以下「経営戦略・点検評価会議」という。）【資料 37】を設置し、経営戦略・点検評価会議が各部局の中期計画に対する年度進捗の内容、実績評価を行うとともに、年度の途中においては、各部局から進捗状況の報告を求め、必要に応じて指摘を行っている。理事長が議長となっている理由については、後述の地方独立行政法人法による計画の策定及び自己評価の業務を当該会議が担っているからである。

自己点検及び評価の結果については、「点検評価報告書」としてとりまとめ、本

学ホームページで公表している
（https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/houjin/kouhyo）。

自己点検・評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けることとしており、平成17年度、平成22年度及び平成28年度は公益大学法人大学基準協会の評価を受けた。また、令和4年度は、点検評価ポートフォリオを作成し、一般財団法人大学教育質保証・評価センターの審査に臨み、令和5年3月に「大学評価基準を満たしている」との認証を受けた。認証期間は7年間であるが、本学は、公立大学法人化により、地方独立行政法人法の適用も受け、中期目標・中期計画の期間が6年間であることから、1年前倒しで受審し、当該結果が、中期計画の教育・研究の分野の評価に反映されるように対応している。

外部の評価としては、地方独立行政法人法第78条の2の規定により、中期目標期間の4年度終了後及び中期目標期間終了後に下関市公立大学法人評価委員会（外部委員5人で構成）の評価を受ける。評価委員会は評価結果を下関市長に報告するとともに公表し、報告を受けた下関市長は下関市議会に報告している。

また、本学を設置している法人が、下関市から 100%の出資を受けている公立大学法人であるため、地方自治法第243条の3第2項の規定による下関市議会への経営状況の報告が義務付けられており、市民の代表である下関市議会のチェックも受けることとなっている。

【資料37】公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程

## １６　情報の公表

大学が保有する情報は、学校教育法及び同法施行規則並びに地方独立行政法人法で公表が義務化されているものはもちろんのこと、広く大学の教育研究活動を周知するために、「自己点検・評価報告書」「法人規程集」「審議会議事要録」「教員業績評価」「教員用自己点検・評価シート分析報告書」などを本学ホームページで公表している。

また、ホームページ上の公表だけでなく、大学の理念や教育の特色などを記載した「大学案内」や大学の活動状況を報告する「大学広報」（年3回発行）を紙媒体で作成し、広く関係団体に送付している。

なお、学校教育法施行規則で規定された項目を掲載しているホームページのアドレス等は以下のとおりである。

ア．大学の教育研究上の目的及び３つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／ 1. 大学の教育研究上の目的に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_1

イ．教育研究上の基本組織に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／ 2. 教育研究上の基本組織に関すること（大学概要）

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_2

ウ．教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が保有する学位及び業績に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／3. 教育研究組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_3

エ．入学者の選抜に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／4. 入学者の選抜に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_4

オ．入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／5. 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_5

カ．授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／6. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_6

キ．学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／ 7. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_7

ク．校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／ 8.校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_8

ケ．授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／9.授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_9

コ．大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／10.大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_10

サ．研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／11.大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_11

シ．大学院設置基準第１４条の２第２項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること。

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 教育情報の公表 ／ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ／ 7.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/publication/172-2/172-2_7

ス．その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果　等）

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 法人情報 ／ 規程集

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/houjin/houjin_kitei

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 法人情報 ／設置認可・届出関係

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/houjin/ninkatodokede

（掲載場所）ホーム ／ 下関市立大学について ／ 法人情報 ／公表事項
https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/about/houjin/kouhyo

## １７　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、ＦＤの組織的な実施により教員の資質向上を図るとともに、教員間で情報共有しながら、全学的に授業及び授業支援の改善を推進するため、ＦＤ・ＳＤ委員会【資料 38】を設置し、学長が指名するものが委員長となり、また、各学部の副学部長や事務職員が委員となって、教職協働での取組を行っている。

また、法人の第 4 期中期計画（令和 7 年度から令和 12 年度まで）では、教育の質保証に関する目標を達成するための措置として「教職員の教育力・学生支援能力の向上に資するため、教育環境や社会情勢に即したファカルティ・ディベロップメントを実施する」と定め、評価指標及び達成目標は「ＦＤ・ＳＤ研修の教職員参加率 90％以上（毎年度）」とした。また、研究倫理の遵守としては、同計画で「研究倫理に関する研修会を継続的に実施し教職員の研究倫理意識を醸成することで、研究不正防止に取り組む」と定め、評価指標及び達成目標は「研究倫理研修会　対象教職員の受講率 100％（毎年度）」としている。

ア．ＦＤワークショップ、ＦＤフォーラム

ＦＤワークショップ、ＦＤフォーラムを開催し、学内外の情報を共有しながら授業への活用を図っている。対象は、教員のほか、事務職員も参加できる。

令和 5 年度は「総合大学化に向けた意識と行動の変革！」をテーマに、令和 6 年度は「障害のある学生に対する修学支援～合理的配慮の考え方と提供～」「大学の教職員として知っておきたい著作権」をテーマに、令和 7 年度は「ダイバーシティとは何か―大学における取り組みを通して考える」をテーマに、いずれも外部講師を招いて研修を実施した。

イ．学生の意見を取り入れた学生参加型ＦＤ活動

既設の経済学研究科（修士課程）では、2 つの領域を設置しており、それぞれの領域でＦＤ活動を実施している。令和 7 年度は、「教育経済学領域」では、毎学期末に担当教員全員と学生全員によるＦＤ懇談会を開き、授業や大学院経済学研究科の運営全般に対して意見聴取を行った。また、これとは別に月 1 回の間隔で当該領域全体の研究発表会を行って授業や研究指導に対して意見聴取を行い、ＦＤに活用した。もう一つの領域である「経済コミュニティシステム・国際ビジネス領域」においては、中間発表会後に意見聴取を行い、学生からの質問に対応した。

本研究科においても上記と同様にＦＤワークショップ、ＦＤフォーラムへの積極的な教員の参加、ＦＤ活動を実施し、懇談会や意見交換により学生の声を拾い上げ、ＦＤ活動としてフィードバックすることで、教育活動の改善につなげていく。

【資料 38】下関市立大学ＦＤ・ＳＤ委員会規程